

訪問介護事業所等に係る同一建物減算（12%減算）の取扱いについて

1 制度の仕組み

- ・訪問介護事業所等が、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物（以下「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者に対してサービスを提供する場合は、所定の要件に応じて介護報酬が減算されます。
- ・このうち、判定期間におけるサービス提供状況について算定した割合が90%以上となり、かつ正当な理由がない場合は、同一敷地内建物等に居住する利用者について12%の減算が適用されます。
- ・なお、12%減算が適用される場合であっても、全ての利用者が減算対象となるものではなく、同一敷地内建物等に居住する利用者のみが減算対象となります。

2 割合の算定

(1) 判定期間（減算適用期間）

前期：3月～8月（10月～3月）

後期：9月～2月（4月～9月）

(2) 対象サービス

- ① 訪問介護
- ② 介護予防型訪問サービス
- ③ 生活支援型訪問サービス

※それぞれのサービスについて、個別に割合を算定します。

(3) 割合の算定に用いる様式

訪問介護、訪問型サービスにおける同一建物減算に係る計算書（別紙10）

【計算式】

$$\text{割合} = \frac{\text{下記のうち同一建物減算の適用を受けている利用者数}}{\text{判定期間に指定訪問介護を提供した利用者の総数(※)}} \times 100$$

※：同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く）に居住する者及び同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する者へ提供する場合を除く

3 判定を行う上での注意事項

(1) サービスごとに判定

訪問介護、介護予防型訪問サービス及び生活支援型訪問サービスは、それぞれ個別に割合を算定します。一部のサービスのみ90%以上となった場合は、当該サービスについてのみ届出が必要です。

(2) 利用者数の考え方

割合の算定に当たっては、利用回数(延べ人数)ではなく、利用実人数で算定します。

(3) 月途中で区分変更があった場合

月途中の区分変更等により、要介護と要支援の双方についてサービス提供実績がある場合は、それぞれの利用者数に含めて算定します。

(4) 判定期間が6か月に満たない場合

新規指定、休止、再開又は廃止等によりサービス提供期間が判定期間の6か月に満たない場合であっても、実績に基づいて割合を算定し、必要がある場合は届出を行ってください。

(5) 割合が90%未満の場合

今回及び前回の割合がともに90%未満の場合は、届出の必要はありません。

ただし、割合の算定に用いた計算書は、事業所において5年間保存してください。

(6) 前回減算対象で、今回減算対象外となる場合

前回の判定により減算が適用されており、今回の判定で90%未満となった場合は、減算の取下げに係る届出が必要です。

(7) 前回・今回ともに90%以上となる場合

前回の判定において90%以上となり、現状として減算を適用している場合であっても、今回の割合が90%以上となる場合は、改めて届出が必要です。

4 正当な理由の取扱い

割合が90%以上となった場合であっても、90%以上となったことについて正当な理由がある場合は、その内容を確認した上で減算の適用の可否を判断します。

正当な理由の内容については、「訪問介護、訪問型サービスにおける同一建物減算に係る計算書(別紙10)」で列記されています。